

特別障害者手当等の振込先に 公金受取口座を活用できます。

マイナポータルに登録された公金受取口座を特別障害者手当等の振込先として登録できます。

公金受取口座として登録する口座はマイナポータル上でいつでも変更することができます。

ただし、変更にあたっては以下の点に御注意ください。

練馬区では支給月の前月の10日頃に公金受取口座として登録されている口座の情報を確認します。その後、支給日までの間に公金受取口座を変更された場合は、変更前の口座への振込みになりますのでご了承ください。

(※) また、野村信託銀行及び一部漁業協同組合（北海道信用漁業協同組合連合会、福島県信用漁業共同組合連合会等）の口座を登録する場合は、口座登録完了までに1カ月程要することがあるとされていますので、ご注意ください。

また、公金受取口座の利用をやめる場合は、届出が必要となりますので、お近くの総合福祉事務所福祉事務係に連絡をしてください。

【問合せ先】

練馬総合福祉事務所 福祉事務係(練馬区役所西庁舎 2階)

☎(5984)4612 FAX(5984)1213

石神井総合福祉事務所 福祉事務係(石神井庁舎 4階)

☎(5393)2817 FAX(3995)1104

大泉総合福祉事務所 福祉事務係(ゆめりあ I・4階)

☎(5905)5274 FAX(5905)5277

光が丘総合福祉事務所 福祉事務係(光が丘区民センター 2階)

☎(5997)7060 FAX(5997)9701